

# 笑顔

~Smile~

令和4年9月14日(水)  
草津町立草津中学校 保健室



## 保護者の方へお願い ~新型コロナウイルス感染症に関して~

日頃から、感染予防対策について、ご協力をありがとうございます。

現在も、新型コロナに、いつ、誰がかかってもおかしくない状況が続いています。ご家庭でも、引き続き、感染対策に努めていただくとともに、万一、新型コロナにかかった場合や濃厚接触者となった場合の対応について、確認をお願いします。

## 学校への連絡について

以下の場合には、速やかに学校まで連絡をお願いします。

なお、夜間・土日祝日は草津町役場（電話：0279-88-0001）まで連絡をしてください。



### ●子どもまたは同居家族に、体調不良（発熱やのどの痛み、頭痛、咳など）があるとき

いつから？ どのような症状が出ているか？ 他の家族で体調不良者は？

### ●子どもまたは家族が、新型コロナの検査を受ける(受けた)とき

いつ？ どこで？ 検査の種類は？（PCR検査・抗原検査）

結果はいつわかる予定か？

### ●検査結果がわかったとき

結果は？（陰性か陽性か） 現在の体調は？

### ●保健所から療養期間等の指示があったとき

療養期間はいつまで？ 療養場所は？（自宅・宿泊(ホテル)・病院）

濃厚接触者の場合、自宅待機期間はいつまで？

### ●療養期間中または自宅待機中に、体調が悪くなったとき

いつから？ どのような状態か？ 今後どうする予定か？

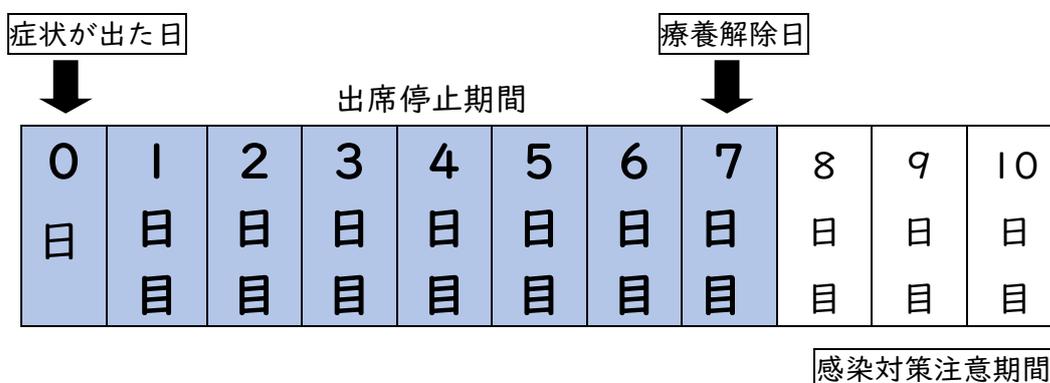


# 出席停止期間について

現在、新型コロナにかかった場合、国や県の方針は・・・

発症の翌日から7日が経過し、かつ症状が軽くなってから24時間経過した場合8日目から療養の解除が可能」とされています。

つまり、今まで10日間だった療養期間が、7日間に短縮されました。



しかし、8日目でも10%以上の人には、まだ他の人に感染させるリスクが残っており、症状が出てから10日目までは、他の人に感染させるリスクがあるといわれます。

体調がよくなり、7日間で学校に登校できるようになっても、発症後10日間は、健康観察や感染対策（朝晩の検温、マスクをしっかりと着ける、高齢者などとの接触をしない、会食を避けるなど）を徹底してください。

なお、療養期間が過ぎても、体調が戻らない、咳などの症状が残っている場合は、保健所に相談するとともに、学校を休むようにお願いします。その場合は、「出席停止」として、欠席扱いにはなりません。

また、感染拡大防止のため10日間休ませたい場合も、学校までご連絡をお願いします。状況に応じて、出席停止として扱うことができます。